



鳥取県公報

平成18年 8 月 8 日(火)
第 7 8 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (569) (中部総合事務所県民局) 1
	森林病虫害の駆除命令 (570) (西部総合事務所農林局) 2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (571) (＃) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (572) (障害福祉課) 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (573・574) (水・大気環境課) 3
	管理理容師資格認定講習会の指定 (575) (食の安全・くらしの安心推進課) 4
	管理美容師資格認定講習会の指定 (576) (＃) 5
	サクラソウ保護管理事業計画の認定の取消し (577) (公園自然課) 6
	土地改良区の定款の変更の認可 (578) (耕地課) 6
	土地改良事業の同意 (2件) (579・580) (＃) 6
	県営林産物の物品売払代金の収納の事務の委託 (581) (林政課) 7
	保安林の指定の解除予定 (582) (森林保全課) 7
	河川整備基本方針の策定 (583) (河川課) 7
教委告示	定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課) 8
調達公告	落札者の決定 (生産振興課) 8

告 示

鳥取県告示第569号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年9月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 8 月 8 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成18年 7 月 24 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人養生の郷

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

竹田 哲男

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市関金町郡家721 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、倉吉市並びに周辺地域の自然・温泉・食・歴史文化等の優れた資源を生かした町づくりを進め、住民や観光客等の心身の健康増進並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

6 定款の変更事項

顧問の設置

鳥取県告示第570号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市並びに西伯郡南部町、伯耆町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年9月1日から同年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第571号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村、伯耆町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成18年9月1日から平成19年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第572号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社保健企画	鳥取市栄町205	ひまわり薬局鹿野店	鳥取市鹿野町今市1900 - 8	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成18年8月1日

鳥取県告示第573号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月27日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 鳥取市南隈字総斗田の一部

(2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市国府町奥谷字ヒバ谷の一部、国府町宮下字岩常寺の一部及び南隈字総斗田の一部

鳥取県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

福部都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

平成9年12月5日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市福部町細川字向山、字梨子治朗谷、字嫁田、字下屋敷、字亀井、字中亀井、字上駒
帰及び字下駒帰の各一部、湯山字直浪、字西入江、字船入稲場、字益田、字下渡瀬、字小松
崎、字古屋敷、字稲場ノ上、字土居、字赤坂、字下河原、字上河原、字琴弾浦、字中所、字
中溝澤、字下森崎及び字西岡土居の各一部、海士字蛇持、字五輪ノ上、字前田、字縣屋敷、
字天王下、字和田、字乙ノ橋及び字新堀の各一部並びに高江字福長、字下前田及び字岡ノ谷
の各一部

鳥取県告示第575号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第1日 平成18年11月6日	東伯郡湯梨浜町大字旭132 国民宿舎水明荘
第2日 平成18年11月13日	〃
第3日 平成18年11月20日	〃

3 受講資格

平成18年11月6日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

ア 管理理容師資格認定講習会申込書

イ 理容師免許証の写し

ウ 理容業務従事証明書

エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

鳥取市大榎町13 - 1

電話 0857 - 29 - 6086

(3) 受付期間

平成18年9月4日（月）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

14,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第576号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年 8月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都港区虎ノ門一丁目26 - 5

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第1日 平成18年11月6日	東伯郡湯梨浜町大字旭132 国民宿舎水明荘
第2日 平成18年11月13日	〃
第3日 平成18年11月20日	〃

3 受講資格

平成18年11月6日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

ア 管理美容師資格認定講習会申込書

イ 美容師免許証の写し

ウ 美容業務従事証明書

エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3ヶ月以内に撮影したもの）2枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

鳥取市大槻町13 - 1

電話 0857 - 29 - 6086

(3) 受付期間

平成18年9月4日（月）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

14,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第577号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の事業計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 住 所 日野郡日南町福塚815

2 氏 名 アメイズ・スマイル福栄 代表 福田 長歳

3 保護管理事業の内容 サクラソウ自生地の生育環境の維持管理を図るため、当該地及び周辺の草刈等を行う。

4 認 定 年 月 日 平成16年10月26日

5 認 定 取 消 事 由 2の者が解散し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため

6 認 定 取 消 年 月 日 平成18年8月1日

鳥取県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を平成18年8月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）下味野地区暗渠排水）について、平成18年8月1日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）杉谷地区農業用排水施設）について、平成18年8月1日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第581号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店
株式会社米子木材市場

2 委託期間

平成18年5月22日から平成19年3月31日まで

鳥取県告示第582号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町殿字一ノ奥231の2、国府町拾石字所田ヨリ四天原入会286の2、286の3、287の2、字東平裏山通り394の5から394の7まで、400の4

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第583号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 河川整備基本方針を定めた河川
勝部川水系
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市都市整備部都市建設課

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年8月8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年8月10日(木) 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 埋設農薬無害化処理に係る業務委託 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成18年3月16日
- 4 落札者の名称、所在地及び落札金額
 - (1) 無害化処理
株式会社日本ティーエムアイ
長野県松本市大字和田6532 - 5
汚泥 150円、廃酸 86円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
 - (2) 収集・運搬業務
ア 有限会社サクセス
米子市大篠津町3197
1,400,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)

イ 有限会社 P O P s 処理センター
大阪府大阪市北区首根崎新地一丁目27 - 3
1,400,000円 (消費税及び地方消費税の額を除く。)

- 5 入 札 公 告 日 平成18年2月3日
- 6 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県農林水産部生産振興課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

